

小郡三井医師会 学校保健担当理事 田中泰之 様

いつもお世話になります。

色覚検査の件につきましては情報をご提供いただきまして、ありがとうございました。
久留米市教育委員会に確認しましたところ、検査実施者や実施のタイミング、周知方法等については学校判断で行わせている、との回答をいただきました。
久留米市内でも「学校の健診の中で行わずに希望者には眼科医での受診をすすめる」という学校もあるようです。

小郡市においても学校内での検査の実施を検討しましたが、現時点では健康診断時の人員体制と、検査を受ける児童生徒等がほかの者から特別視されないようにするなどのプライバシーへの配慮の観点から、校内での検査の実施は難しい状況があると考えています。
また、養護教諭からは研修などを受けておらず、検査の際に判定を誤る懸念があるという意見が出されています。
福岡県教育委員会に対し、検査実施者について照会しましたら、文部科学省及び福岡県は「色覚の検査は養護教諭が必ずしも検査・判断するというわけではなく、眼科医が検査するという見解である」という回答でございました。

これらのことから、小郡市の色覚検査の取り組みとしまして、別添資料のとおり見直しを行って参りたいと考えております。
あわせて、参考資料としまして文部科学省及び福岡県の通知を添付いたします。

お手数をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

////////////////////////////////////
/_ 小郡市教育委員会 教育部教務課教務係 大塚
/_ e-mail (教務係代表) : kyomu@city.ogori.lg.jp
/_ tel : 0942-72-2111 / fax : 0942-73-5860
////////////////////////////////////